

仕 様 書

1. 件 名

普通乗用ハイブリット車賃貸借（長期継続契約）

2. 契約概要

普通乗用車1台のメンテナンスリース

3. 対象車両の仕様

別紙「普通乗用ハイブリット車賃貸借仕様書」のとおり

4. 期 間

60月間（納入月含む）

※納入月とは、納入し検査合格した月をいう

5. 納入（納車）場所

宇佐市役所 本庁舎

6. 入札金額

月額（消費税及び地方消費税相当額を除く）で記載すること

7. 支払い

当月分のリース料は翌月に支払う（計60回）

8. 納入期限

令和8年4月30日（木）

9. 問い合わせ先

(1) 入札・契約主管課：行財政経営課 公共施設管理係

電話：0978-27-8119（直通）、FAX：0978-32-1310

(2) 予算主管課（使用課）：秘書広報課 秘書係

電話：0978-27-8105（直通）、FAX：0978-32-1138

「普通乗用ハイブリット車賃貸借仕様書」

1. 対象車両

- (1) 車 種：トヨタ アルファードHEV Z
※現行モデルの新車に限る
- (2) 車 色：プラチナホワイトパールマイカ
- (3) 乗車定員：7人
- (4) 駆 動：2WD
- (5) 排 気 量：2,487cc
- (6) 数 量：1台
- (7) 同等品：申請可
- (8) 残価精算：しない

2. 付属品

- (1) 前後方2カメラドライブレコーダー (TZ-DR210)
記録媒体microSDHCカード (32GB以上) 付
- (2) ETC2.0車載器 (各種音声案内機能付)
- (3) 盗難防止機能付ナンバーフレームセット プレステージ (フロント・リア)
- (4) フロアマットセット (ラグジュアリータイプ) エントランスマット付
- (5) サイドバイザー (RVワイドタイプ)

※上記「2. 付属品」を取り付けるためにやむを得ず外す部品などを除き、本仕様書に記載のないものであっても、メーカーカタログに掲載する標準装備などをすべて含む

3. メンテナンスリース金額に含まれる項目

発注者はリース料、燃料費及び任意保険料を負担し、それ以外のリース車両に係る一切のメンテナンス費用は受注者が負担すること

＜受注者負担項目＞

- (1) 車両代金
- (2) 自動車税、自動車重量税、自動車取得税
- (3) 自動車賠償責任保険
- (4) 登録諸費用 (リサイクルに関する費用も含む)
- (5) メンテナンスサービス

※下記「8. (3) 走行実績 (参考) について」の想定に基づく

①車検 (定期点検整備及び継続検査)

②法定定期点検整備

③6カ月点検（ブレーキ回り、オイル・液類、バッテリー、ベルト類、タイヤ）

④一般修理

（事故、火災、天災による修理を除く）

⑤オイル交換（概ね5,000km毎）

⑥エレメント交換（概ね10,000km毎）

⑦タイヤ交換

ラジアル4本×1回以上 交換手数料等含む

スタッドレス4本×2回 交換手数料等含む

⑧バッテリー交換（1回以上）

⑨消耗部品交換等

4. メンテナンス責任の範囲外の事項

使用者である市の故意もしくは重大な過失に起因する修理等

5. 任意保険

使用者である市において「全国市有物件災害共済会」の車両共済に加入

6. 納入検査

当該車両の賃貸借については市による検査に合格しなければならない。なお、当該検査月からリースを開始するものとする。詳細については、納入前月に書面（任意様式）による申出により協議し、賃貸借期間等定めるものとする。

7. 点検計画等

- （1）点検業務日程について「年間点検計画書案」（様式任意）を作成し、使用課と実施時期等を協議の上決定すること
- （2）実施した各種点検整備についての報告書を提出すること

8. その他

- （1）点検・整備工場について

宇佐市内に自社整備工場がある、又は市内の支店等で整備工場を有する業者

※「大分県競争入札参加資格者名簿（役務等）」のうち「自動車等点検整備」に登録のある県内業者をなるべく利用すること

- （2）代車について

原則不要

- （3）走行実績（参考）について

令和5年度実績 使用日数280日、走行距離17,003km

令和6年度実績 使用日数283日、走行距離15,902km

月間実績平均 使用日数23.5日、走行距離1,371km

(4) 精算について

実際の走行距離が上記「同3.(3) 走行実績(参考)について」に記載した走行距離から変動しても精算を行わない。また、数量指定のない消耗部品等の費用が変動した場合も精算を行わない。

(5) 交換用タイヤの保管について

交換用タイヤは発注者による保管を可とし、契約時に双方協議のうえで決定する。また、リース満了における当該タイヤの引き上げについては、車両の引き上げと同時とする。

(6) 内装の色等の選定について

内装やシートの色等については落札後に双方協議のうえで決定する。

(7) その他

- ①市が契約期間満了日以前に再契約(再リース)を希望する場合は、期間や金額、リース料等協議のうえで新たな賃貸借契約を締結できるものとする。
- ②契約締結後に本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、入札・契約主管課と協議の上、決定すること。
- ③市は本契約締結日に属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することはできる。市がこの契約を解除し、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損失の補償を市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、双方協議して定めるものとする。